

育英館大学 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、育英館大学（以下「本学」と言う。）が個人情報の保護に関する法律の施行（平成17年4月1日）を受け、個人情報を利用するにあたり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 本学の責務

(利用目的の特定・制限)

第2条 本学は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 本学は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(適正な取得)

第3条 個人情報は、本人から適正に取得することとし、偽りその他不正の手段により取得することはできない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第4条 本学が個人情報を取得した場合は、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表する。（あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。）また、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知又は公表する。

(データ内容の正確性の確保)

第5条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(安全管理措置)

第6条 個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとする。

(1) 安全管理について教職員の責任及び権限を明確に定め、運用する。また、教職員に対する研修等を行う。

(2) ネットワークの管理及びサーバールーム及び事務室等への入退室管理を適正に行う。

(3) 学内情報システムへのアクセス制御及び不正ソフトウェア対策等、技術的な安全対策を行う。

(第三者提供の制限)

第7条 本学で得た個人データは、本人の同意を得ないで第三者へ提供するこ

とはできないこととする。ただし、以下についてはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 本学では、入学時に本人の同意を得た上で、個人データを以下のとおり第三者に提供することがある。なお、これ以外に提供の必要が生じた際には、その都度、本人から同意確認を行う。
- (1) 保証人（父母等）に対し、「成績原簿（写）」郵送、修学状況等の説明または進路関係や生活状況等の情報
 - (2) 稚内北星学園同窓会に対し、在学中の住所、電話番号等、卒業後の住所または進路状況等の情報
 - (3) 出身校に対し、修学、成績状況または卒業後の進路状況等の情報
- （開示）

第8条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく、当該保有個人データを開示する。ただし、開示しないことが相当であるときは、その全部又は一部について開示しないことがある。その際、本人に対して遅滞なく理由を付してその旨を通知する。

（訂正等）

第9条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行う。

- 2 調査を行った結果、保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく理由を付してその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

（委員会の設置）

第10条 教授会に、個人情報保護委員会（以下「委員会」と言う。）を置く。

（委員会の構成）

第11条 委員会の構成員は教授会が定める。

（委員会の活動）

第12条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 大学内における個人情報保護に関する啓発活動
 - (2) 個人情報保護に関する苦情、相談及び訴えに関する対処
- （中立・公正の保持、及び調査）

第13条 委員会は、苦情、相談及び訴えがあった場合、中立・公正な立場からこれを審査、調整し、必要と判断したときには調査を行う。

(相談窓口の設置)

第14条 委員会は、苦情、相談及び訴えの対応を行うため、個人情報保護に関する相談窓口を置く。

(教授会への報告義務)

第15条 委員会は、次の事項について教授会に報告する義務を負う。

- (1) 年間の活動結果の概要
- (2) 第13条に定める調査を行った場合の調査結果

附 則

この規程は、平成18年3月22日から施行する。